

4月から新しい国民健康保険制度がスタートしました

問合せ／保険年金課 内線2462

これまで市で運営されていた国民健康保険制度は、平成30年4月より埼玉県が財政運営の主体となり、市とともに運営することになりました。

なお、各種届出や保険証の発行、保険税の賦課・徴収などは引き続き市が行います。

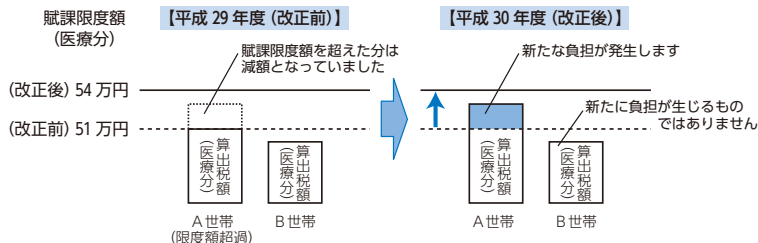
👉 新制度になってからの主な変更点

- 1 被保険者証などの様式が変わります**
県も国保の保険者となるため、被保険者証(保険証)などの様式が変わります。10月1日(月)から新しい様式に変更になります。
- 2 高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減します**
県内の市町村間の転入、転出であれば、高額療養費の多数回該当は通算されます。

👉 国民健康保険税賦課限度額が変わりました

地方税法施行令の改正により、賦課限度額が 例えば、医療分の算出税額が平成29年度と平成30年度と同額とすると(イメージ図)以下のとおりに変更になりました。

	変更前	変更後
医療分	51万円	54万円
後期高齢者支援金分	14万円	19万円
介護納付金分	12万円	16万円



👉 国民健康保険税の納付は原則「口座振替」をお願いします

市では、埼玉県国保運営方針に基づき、「口座振替の原則化」を実施します(特別徴収の人を除きます)。

なお、口座振替を強制するものではありませんので、口座振替が困難な場合は引き続き納付書での納付をお願いします。

お知らせ

キャッシュカードだけで口座振替の登録ができます

問合せ／収納管理課 内線2241

ペイジー口座振替受付サービスは、市役所・各出張所の窓口で、キャッシュカードだけで簡単に市税などの口座振替のお申し込みができます。納付の手間や納め忘れがなく、安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。

※原則として、申込日の翌月納期分から口座振替を開始します。申込日によっては、当月納期からの開始が可能です。

中小企業の生産性向上のための設備投資を後押しします

問合せ／産業観光課 内線2162

6月6日に施行された生産性向上特別措置法において、市では、生産性向上に関連する償却資産※について固定資産税を3年間ゼロとします。また、国の補助金の一部で、優先採択や補助率の引き上げを受けることができます。

※従来より生産性向上が年3%以上見込める機械設備など

制度を受けるには？

固定資産税特例措置及び補助金の優先採択を受けるには、市が定める「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」を事業者が策定し、市の認定を受けることが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

固定資産税の特例を受けるには

